

# 令和8年度（2026年度）

## 茨木市住宅用太陽光発電システム等

### 設置事業補助制度のご案内

#### 募 集 期 間

令和8年4月13日(月)～令和9年3月5日(金)

※窓口へ直接お持ちください

市では地球温暖化対策の一環として、家庭における新エネルギー機器・省エネルギー機器の普及を促進するため、太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）※・太陽熱利用システム・蓄電システムを設置した方に対して設置費用の一部を補助します。

※家庭用燃料電池（エネファーム）は太陽光発電システムと同時申請の場合のみ補助します

#### **【重要】太陽光発電システムの保守点検を行きましょう！**

平成29年4月1日から施行された改正FIT法により、太陽光発電システムを用いて売電を行う場合は、設置場所が住宅であっても、発電事業者として保守点検を実施することが義務付けられています。

また、発電した電気を売電せずに自家消費する場合においても、事故等を未然に防ぎ、長期にわたって安定的に発電を行うため、適切に保守点検を実施することが重要です。

設備を購入した販売業者、設置業者または製造業者に問い合わせいただき、定期的に保守点検を行きましょう。

## ◆補助対象システムと補助金額

| 対象設備                                    | 補助金額                         |
|-----------------------------------------|------------------------------|
| 太陽光発電システム（発電出力 10kW 未満）                 | 1kW あたり 12,500 円、上限 50,000 円 |
| 太陽光発電システムと同時設置の家庭用燃料電池（エネファーム）※         | 上限 40,000 円                  |
| 自然循環型太陽熱温水器                             | 上限 30,000 円                  |
| 強制循環型ソーラーシステム                           | 上限 40,000 円                  |
| 蓄電システム（定置型であり蓄電容量が 1 kWh 以上のリチウムイオン蓄電池） | 上限 40,000 円                  |

※燃料電池発電ユニットを既設の給湯器に設置する場合は補助対象外です。

～太陽光発電システムの補助金額計算方法（例）～

215W のパネルを 15 枚設置した場合

①最大出力値の計算

$215\text{W} \times 15 \text{ 枚} = 3,225\text{W} = 3.225\text{kW} \Rightarrow 3.23\text{kW}$

②補助金額の計算

$3.23\text{kW} \times 12,500 \text{ 円/kW} = 40,375 \text{ 円} \Rightarrow 40,300 \text{ 円}$

小数点以下 3 桁目を四捨五入

100 円未満を切り捨て

## ◆応募要件

- ①本市の住民票に記載されている個人が住民票に記載の住所において、対象システムを設置していること。（設置後の申請です。）
- ②次の日から **6 か月以内** の申請であること。
  - ・太陽光発電システム…電力会社と電力の受給契約を開始した日
  - ・太陽光発電システムと家庭用燃料電池の同時申請…太陽光発電システムの電力受給契約開始日または家庭用燃料電池の設置日のいずれか遅い日（太陽光発電システムの電力受給契約開始日と家庭用燃料電池の設置日の間の期間が 1 年以内であること。）
  - ・自然循環型太陽熱温水器、強制循環型ソーラーシステム、蓄電システム…設置日
- ③納付すべき納期限の到来した市税を **完納** していること。  
（未納や分納中のものがある場合は補助を受けられません。）
- ④過去 5 年度以内に茨木市から補助を受けようとしている設備と同一種類の設備の補助金を受けていないこと。
- ⑤中古、自作品でないこと。

## ◆募集期間

**令和8年4月13日(月)～令和9年3月5日(金)**

※予算に達した場合は受付を終了します。

## ◆申請方法

募集期間内に必要書類を全て揃えて市環境政策課窓口まで直接お持ちください。（申請者以外の代理の方がお持ちいただくことも可能です。）

【受付時間：9時00分～16時30分（土、日、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）】

◆必要書類（設備ごとに必要書類が異なります）

消せるボールペン、修正液は使用しないでください。

【各設備共通】

1. 申請書（様式第1号）（本人直筆の場合は押印不要）
2. 設備の概要等（様式第2号）
- ※3. 設備の設置費に係る領収書の写し
- ※4. 設備の設置費に係る内訳明細書の写し
5. 申請者の住民票（申請日前3月以内に取得・マイナンバーの記載なし・コピー不可）
6. 誓約書
- ※7. （申請者と住宅の所有者が異なる場合）建物の所有者の承諾書（申請者分は不要）

【太陽光発電システム】

- ※8. 竣工検査の試験記録書（設置後に検査を行い、正常に動くことを証明する書類）
9. 太陽光発電システムの設置状態を示すカラー写真  
（①設置住宅全体、②パネル（上面が確認できるもの）、③パワーコンディショナー）  
**ご自身での写真が困難な場合は、あらかじめ設置業者に依頼するなどしてください。**
10. 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し
- ※11. （太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW以上の場合）パワーコンディショナー定格出力の合計値が確認できる書類

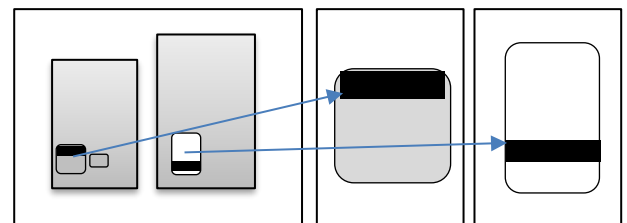
【家庭用燃料電池・自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム】

**家庭用燃料電池の添付書類は、発電ユニットと熱源機の両方のものがが必要です。**

12. 機器の設置状態を示すカラー写真（カラー印刷可）

- ①機器全体の写真
- ②型番がはっきりと読み取れる写真  
（機器の側面や正面に貼ってあります）

13. 保証書等の設置日が記載された書類の写し  
（新築の場合、住宅の引渡書でも可）



①機器全体の写真

②型番の写真(2種類)  
文字が読み取れるもの

【蓄電システム】

14. 蓄電池本体の設置状態を示すカラー写真（カラー印刷可）  
**埋め込み式などの場合は、事前に写真を撮影しておいてください。**
  - ①蓄電池本体の写真
  - ②型番がはっきりと分かる写真  
（機器の側面や裏側に貼ってあります）
15. 保証書等の設置日が記載された書類の写し（新築の場合、住宅の引渡書でも可）

※3, 4, 7, 8, 11 は所定の様式はありませんが、記入書式を市でも用意しております。

市の書式を使用する場合はコピーしたものではなく原本をご提出ください。

※7, 11 は該当する方のみ。

※場合によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

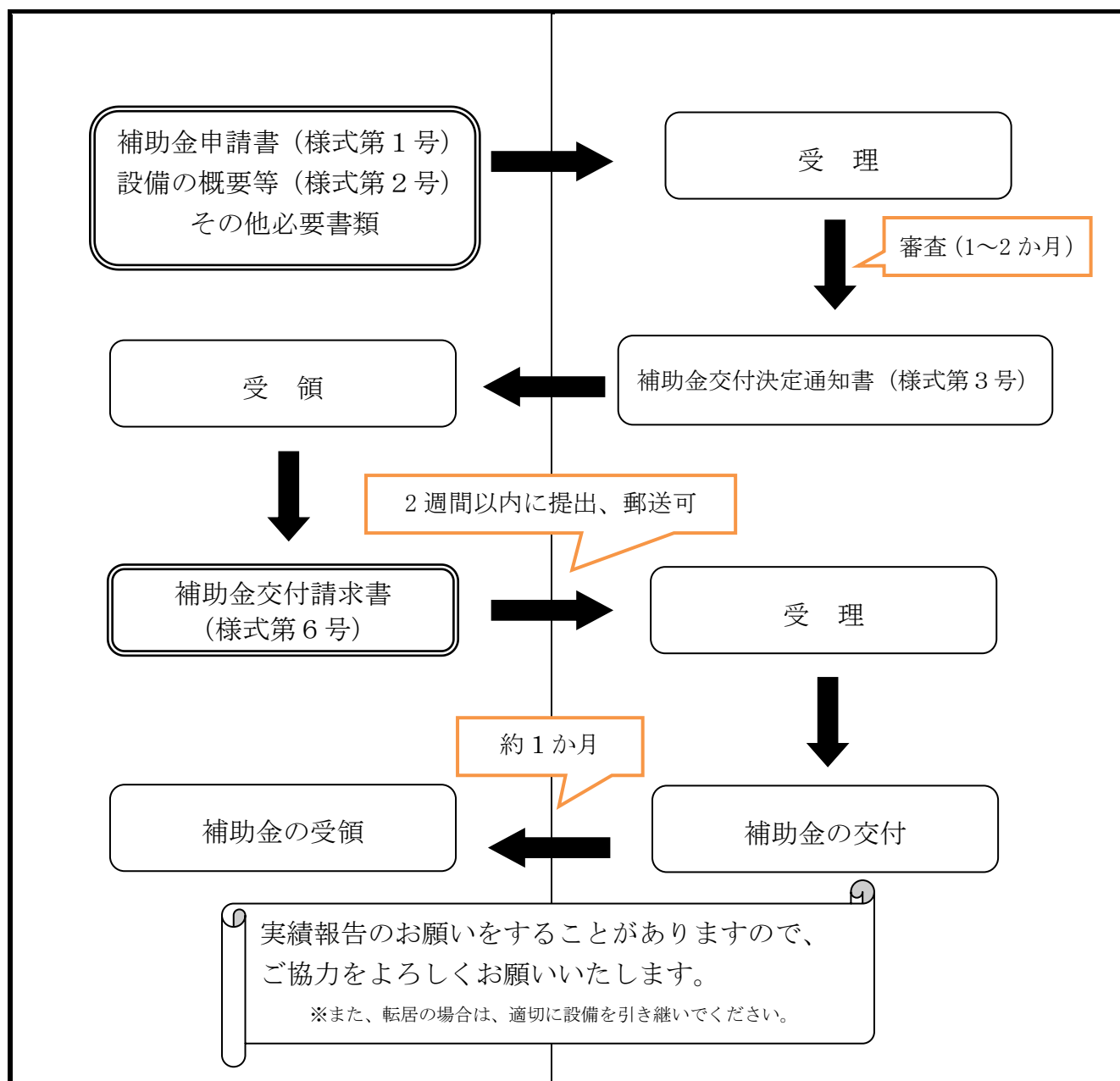
**必ずチェックシートで提出書類に不備がないか確認してください**

### ◆申請から交付までの流れ

二重線で囲んでいる書類は、申請者の方から市へ提出していただくものです。

申請者

茨木市



#### <問い合わせ・申請先>

茨木市 くらし産業環境部 環境政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館8階

TEL : 072-620-1644 FAX : 072-627-0289

E-mail : kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

HP : <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/index.html>

